

市町村に対する事務権限の移譲状況など

条例による事務処理の特例制度の概要

(1) 地方自治法第252条の17の2 (条例による事務処理の特例)

1 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。

この場合において、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理及び執行するものとする。

2 前項の条例を制定し又は改廃する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

(2) 趣 旨

・ 地域の主体的な判断に基づき、各市町村の規模・能力など、それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度。
(平成11年 地方分権一括法により制度化)

・ 住民の利便性の向上、住民意向の的確な反映、地域の活性化といった観点から住民に身近な行政を、できる限り住民に身近な地方自治体である市町村が行うことができるようにするもの。

条例による事務処理の特例制度の普及状況

※以下のデータは、社団法人地方行財政調査会「市町村への事務移譲の実施状況調べ」（平成19年4月1日現在）等による

① いずれかの都道府県において対象としている法律数

216法律

② 対象としている法律数が多い都道府県の状況

静岡県：115法律 広島県：104法律 秋田県：82法律

いずれかの都道府県において、該当する市町村のすべてに、権限の移譲がなされている事務

約80法律

約1,070条項

※ 現在、事務局において精査中

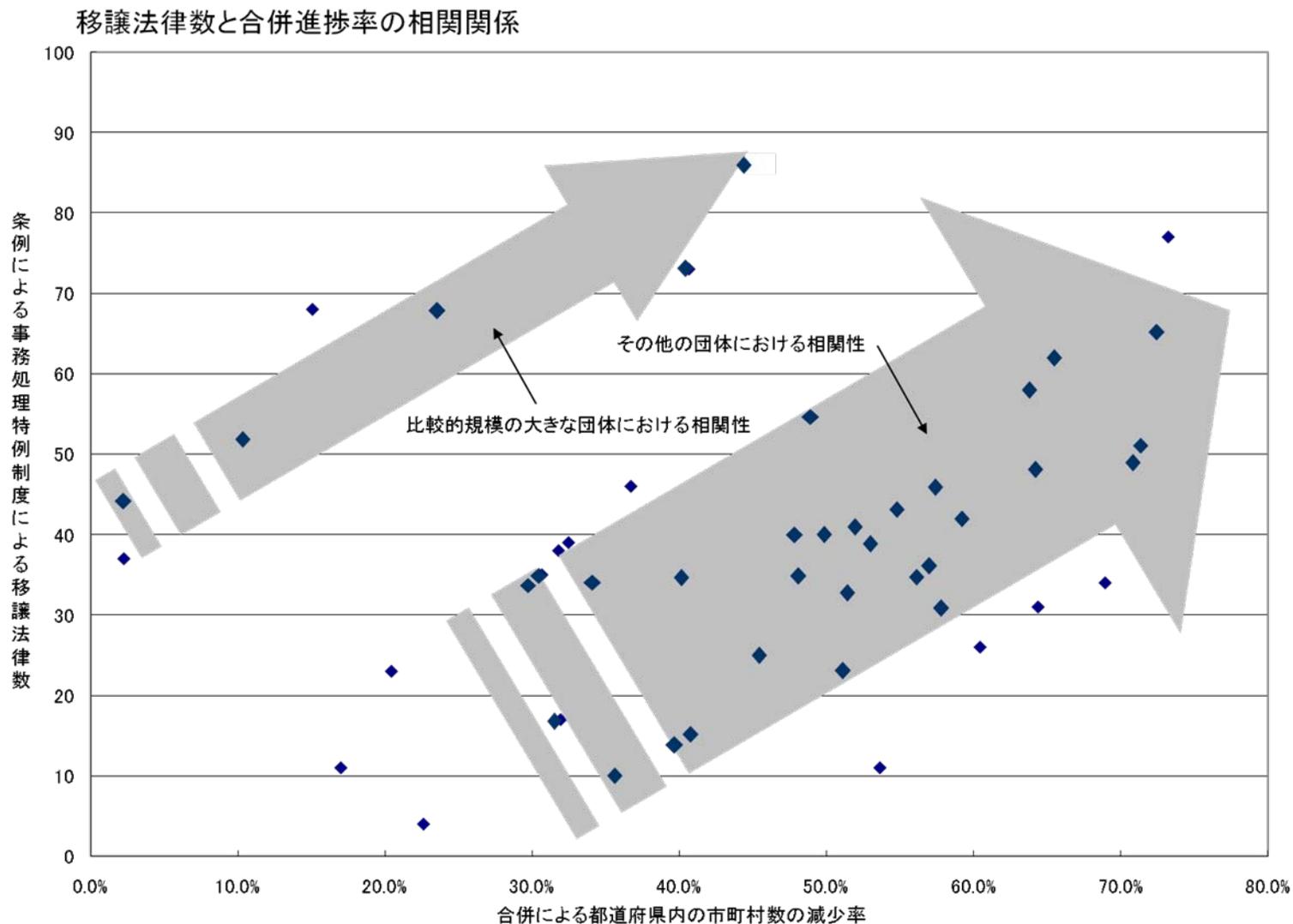
具体的な事例

- | | |
|--|-----------------|
| ・鳥獣の飼育の登録（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第1項） | ⇒ 38道府県で全市町村に移譲 |
| ・墓地等の経営の許可（墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項） | ⇒ 26道府県で全市町村に移譲 |
| ・火薬類の消費場所等への立入り検査（火薬類取締法第43条第1項） | ⇒ 17県 で全市町村に移譲 |
| ・商工会の定款変更の認可（商工会法第44条第2項） | ⇒ 12道県 で全市町村に移譲 |
| ・土地区画整理事業施行地区内における土地の形質の変更等の許可（土地区画整理法第76条第1項） | ⇒ 12県 で全市町村に移譲 |
| ・都市計画事業地内の建築物の建設等の許可（都市計画法第65条第1項） | ⇒ 10府県 で全市町村に移譲 |
| ・浄化槽の設置等の届出の受理（浄化槽法第5条第1項） | ⇒ 9道府県で全市町村に移譲 |
| ・保安林における立木の伐採の許可（森林法第34条第1項） | ⇒ 3県 で全市町村に移譲 |

※ 第30回地方分権改革推進委員会資料「都道府県から市町村への権限移譲等について」等を抜粋（一部修正）

移譲法律数と合併進捗率の相関関係

合併による市町村の減少率と権限移譲された事務に係る法律の数に相関性が見られ、合併が進んでいる都道府県ほど市町村への権限移譲が進んでいる



平成9年

介護保険法

・基本的考え方

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練などを要する者等について、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、介護保険制度を設けることとされた。

・保険者

市町村及び特別区は、介護保険を行うものとされた。

・給付の仕組み

市町村に置かれる審査会の審査及び判定に基づき、市町村が行う要介護認定を受け、要介護被保険者等が介護サービスを利用した場合に、市町村はその費用の100分の90を支給することとされた。

平成11年

住民基本台帳法の一部を改正する法律

市町村の行う住民基本台帳事務に関し、住民票コードを基に市町村の区域を越えた事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備することとされた。

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律

国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関等との連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとされた。

最近の法律により新たに市町村の事務とされた主なものの概要(2)

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有し、配偶者からの暴力を防止するための職員研修・教育・啓発などに努めることとされた。

平成15年

個人情報の保護に関する法律

地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、これを実施する責務を有することとされた。

児童福祉法の一部を改正する法律

市町村は、児童の健全な育成に資するため、放課後児童健全育成事業などが着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めることとされた。

平成16年

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律

国及び地方公共団体は、児童虐待の防止等のための必要な体制の整備に努めることとされるとともに、市町村、児童相談所等は、児童虐待に係る通告等を受けたときは、当該児童の安全の確認等を速やかに行うよう努めることとされた。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律

市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことができるとされた。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

地方公共団体は、国民の保護に関する計画を作成しなければならないこととし、市町村長は、市町村職員を指揮し、警察等との関係機関と連携して、避難住民を誘導しなければならないこととされた。

最近の法律により新たに市町村の事務とされた主なものの概要(3)

平成17年

公共工事の品質確保の促進に関する法律

公共事業の発注者は、仕様書及び設計書の作成、契約の相手方の決定、工事の監督、完成時の確認評価等の発注関係事務を適切に実施し、必要な職員の配置等に努めるなど、公共工事の品質確保の促進を図るものとされた。

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

市町村防災会議は、浸水想定区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、市町村地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法を定めることとされた。

介護保険法等の一部を改正する法律

・介護予防サービス関係

市町村は、居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者から介護予防サービスを受けたときは、介護予防サービス費を支給することとされた。

・地域密着型サービス関係

市町村長は、地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護・小規模多機能型居宅介護等)事業者の指定を行うこととされた。

・地域支援事業関係

市町村は、介護予防事業・包括的支援事業などの地域支援事業を行うこととされた。

障害者自立支援法

・基本的考え方

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、サービス提供主体を市町村に一元化し、障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、共通の福祉サービスを共通の制度により提供することとされた。

・給付の仕組み

市町村に置かれる審査会の審査及び判定に基づき、市町村が行う障害程度区分の認定を受け、障害者等が障害福祉サービスを利用した場合に、市町村はその費用の100分の90を支給することとされた。

・地域生活支援事業

市町村は、地域生活支援事業(相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援等)を行うこととされた。

最近の法律により新たに市町村の事務とされた主なものの概要(4)

平成18年

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

市町村は、地震災害の軽減を図るため、地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法など地震が発生したときの円滑な避難を確保するために必要な事項について、印刷物の配布などにより、住民に周知するよう努めなければならないこととされた。

就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

幼稚園又は保育所等の設置者が、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う、認定こども園の制度を設けることとされた。

健康保険法等の一部を改正する法律

・医療費適正化の総合的な推進関係

医療保険者は、40歳以上の被保険者等を対象とする特定健康診査及び特定保健指導を行うこととするとともに、一定以上の報酬を有する70歳以上の者について療養の給付に係る一部負担金の割合を3割とするなど、保険給付の内容・範囲の見直しを行った。

・新たな高齢者医療制度の創設関係

75歳以上の者等を後期高齢者医療の被保険者とし、後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合を設け、市町村において保険料徴収を行い、広域連合において財政運営を行うこととした。

平成19年

戸籍法の一部を改正する法律

市町村の行う戸籍事務に関し、個人情報を保護するため、戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄抄本等の交付の請求をすることができる場合を制限するとともに、当該請求をする者の本人確認等を行うこととされた。

平成20年

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

地方公共団体は、その設置する幼稚園、小学校、中学校などのうち、地震に対する安全性に係る建築基準法等に適合しないものについて、耐震診断を行わなければならないこととされた。